

立地選定プロセスの見直しの方向性

1. 立地選定にあたっての科学的知見の優先

現状

- NUMOでは、概要調査地区選定要件を踏まえ明らかに不適地と考えられる地域(活断層の存在、火山から15km以内)を除き、広く全国を対象に文献調査地域を公募(国土の約70%が対象)。
- 他方、応募／申入れいずれの場合でも、「なぜここか」の説明が困難であり、住民の理解が得られないとともに、交付金目当てとの批判を受ける等、受入れを表明する自治体の説明責任・負担が重くなっている状況。

【委員からの御意見】

- ・現在の公募制は、政治的なリスクが大きく自治体に過大な負担をかけている。国が先頭に立って進めていくべき。その場合に、国が明確な科学的な基準を決めて、広い地域をいくつか選ぶということが大事。(山崎委員)
- ・今のシステムでは、あまり良くない地域でも政治的に場所が決まったらそこに流れていってしまう可能性が非常に高い。もう少し絞り込んだ適地を考えていくことが必要であり、国が科学的な知見に基づき適地を選ぶべきという意見に賛成する。(伴委員)
- ・科学的基準が最低限過ぎる。広く検討してほしいと強調するあまり、どこでもよいと言っている。安全性を真剣に追求していないと受け取られ得る。適地を言い切ることはできないであろうが、相対的に適性の高い地域をポジティブリストで示すべきではないか。その選定基準や手続については、より透明性・公平性のあるプロセスで議論されるべき。(寿楽委員)
- ・日本の地質環境は不均一であるが、その中でも相対的にその地域が適切であるということを提示することは、技術的に可能。その際にはプロセスの透明性が必要。(吉田委員)
- ・最初からコミットメントを自治体に求めるやり方では進まない。文献調査を開始しないと、地域の地質環境の適性がわからないというのが、物事を考える最初を難しくしている。我が国の地質環境情報をオールジャパン体制で整備すべき。(徳永委員)
- ・交付金については、初期の段階では、用途を情報公開的なものに限定しつつ、処分地が決まって、どのように地域と一緒に生きていこうかというところで、機能していくという仕組みにすべき。(伴委員)
- ・市町村には、交付金を貰っても使い道を見出せないところもある。選定段階の前に、町作りの可能性について簡単に相談できる所があれば、検討してみようという所も出てくるのではないかと。(新野委員)
- ・国が前面に出ると言うが、全ての行政機関が連携し国全体として検討しないと本当の意味で信頼感は出てこない。(朽山委員)

御意見で示された方向性

- 地域の地質環境特性を科学的見地から説明する等、調査受入れの科学的妥当性について、国が説明責任を果たしていくことが必要。そのため、国が、透明性・公平性のあるプロセスの下で、より適性が高い(probably suitable)地域を科学的に示すことが必要ではないか。
- そのうえで、受入地域に対する適切な支援は必要であり、地域の持続的発展に資するような総合的な支援策を政府一体で検討していくべきではないか。

2. 地域・住民の意向を適切に反映する仕組みの整備

現状

- 最終処分法においては、概要調査地区等の選定にあたり、首長意見を尊重すること(首長意見に反して進めない)や住民意見を聴取すること等が規定されているにもかかわらず、「地元の意見が無視されうる」「住民不在で進められる」との懸念を打ち消し切れていない状況。

【委員からの御意見】

- ・地域が反対の場合には進めないこととなっているが、一度関心表明をしたらその流れは止まらないのではないかと不信感がある。例えば、仏国のCLISのように、地域の意見を伺う組織を必ず作るということを制度上組み込むことが必要。(崎田委員)
- ・国やNUMOからの情報はバイアスがかかって見られてしまうので、情報提供の段階からより客観的な情報を提供する仕組みが必要。住民からの意見聴取も意見を聞くだけでは十分でない。住民が参加して議論できる場を積極的に作っていくことが必要。住民投票制度を各調査段階から導入するべき。(伴委員)
- ・フランスのCLISの考えはよいが、何か組織を作って一段落とならぬようにすべき。この問題は、短期的に議論して終わるのではなく、継続的に議論を重ねることが重要。住民の意思を取り込める仕組みを検討していくことが必要。その際、市以下の小さな単位の地域が多いことを踏まえれば、地域のために何ができるのか議論できるよう市町村をサポートする仕組みが必要。(新野委員)
- ・調査等の受入れを前提とせずに地域とのコミュニケーションができる仕組みが必要。(朽山委員)
- ・国がもっと大きな役割を果たすべき。行政として政治プロセスを経てこの問題は進んでいくが、その基盤には科学性が不可欠であり、科学性を元に進めていくプロセスをどう構築していくのか。また、住民参加をどう担保していくのかについて、首長と議会の二元代表制の下で取り扱うのが一般的なルールだが、住民投票のようなことも考えるべきか等について議論をしていく必要がある。(増田委員長)

御意見で示された方向性

- 長期に亘る処分事業に対し地域住民の信頼を得る上では、文献調査受入れを決定する前段階から、継続的に、地域住民に適切に情報提供がなされ、地域住民の意見が処分事業に反映される仕組みが必要。
- したがって、例えば、仏国CLISやスウェーデンLKO等の例を参考に、処分事業への参画を検討する各自治体において、処分事業の受入れの是非やその進め方等について、住民参加の下、検討する場を設置できるようにすることが適切ではないか。その際、地域・住民による自主的な運営を大原則とした上で、国・NUMOは、運営資金の支援や情報の提供など必要なサポートを行っていくことが適切ではないか。